

令和3年度 一般指導監査の是正改善の状況報告書（施設用）

法人名 社会福祉法人南風会

指摘事項	是正改善の状況	指摘事項をなくすための具体的な今後の方策
<p><b>【運営管理関係】</b></p> <p>1.評議員会及び理事会の議事録について</p> <p>貴法人では、評議員会及び理事会の議事録署名人について、定款と定款細則の規定が異なっています。また、決議の省略を行った際の評議員会及び理事会の議事録について、決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名が記載されていません。貴法人の定款細則第8条第2項2号の②及び第17条第2項第2号の②では、決議の省略を行った場合の議事録には、決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名を記載して作成すると規定されています。速やかに、定款と定款細則の規定を一致させるとともに、今後は、法令等の規定に従い、適正な議事録を作成すること。</p>	<p>一般指導監査の指摘を受け、定款及び定款細則を確認。第8条「議事録には、議長及び議事録署名人2名が署名（記名押印）をしなければならない。」また、定款細則第17条「議事録には、理事長及び監事が署名（記名押印）をしなければならない。」とあり、定款及び実態との差が生じている。</p> <p>これについては、平成29年社会福祉法改正にともない定款等を変更した際に照合漏れとして生じており、令和4年3月に行われる法人役員会等にて審議後、定款の一部変更及び北九州市への認可申請を行う予定である。</p>	<p>令和4年3月度 役員会及び評議員会にて、定款の変更をおこない、定款細則と整合性を確保します。今後の理事会及び評議員会議事録作成時には定款及び定款細則の規定どおりの者が議事録に記名押印を行う。また、決議の省略を行った場合においても定款及び定款細則の規定に則り適正な議事録作成を行う。</p>

## 令和3年度老人福祉施設一般指導監査指摘事項

法人名 南風会

監査日 令和3年10月20日

### 1 指摘事項

区 分	指 摘 事 項
運営管理関係	<p>1 評議員会及び理事会の議事録について</p> <p>貴法人では、評議員会及び理事会の議事録署名人について、定款と定款細則の規定が異なっています。また、決議の省略を行った際の評議員会及び理事会の議事録について、決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名が記載されていません。</p> <p>貴法人の定款細則第8条第2項第2号の②及び第17条第2項第2号の②では、決議の省略を行った場合の議事録には、決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名を記載して作成すると規定されています。</p> <p>速やかに、定款と定款細則の規定を一致させるとともに、今後は、法令等の規定に従い、適正な議事録を作成すること。</p>
経理関係	なし

令和3年度老人福祉施設一般指導監査指摘事項

施設名 ヘルシーハイム

監査日 令和3年10月20日

1 指摘事項

区 分	指 摘 事 項
運営管理関係	なし
入所者処遇関係	なし
経理関係	なし